



いろいろな相続 ～長子相続と末子相続～

前編

MUFG相続研究所 主任研究員 いりえ まこと 入江 誠

はじめに

歴史上、跡目争いは枚挙にいとまがなく、その多くは長男或いは長子VSその他、というケースが多いようですが、裏返せば、「跡継ぎは長子」という慣習は、洋の東西を問わず一般的と言えるのでしょうか。特に日本では、明治31年(1898年)に施行された民法(以下、旧民法)に定められた家督相続という制度により、家の財産は原則として長男が次の戸主として承継するとされてきましたので、一層、馴染みがあると言えます。



旧民法の家督相続



“家督”は、時代や地域によってその概念、意味するところは異なっていたようですが、旧民法においては、江戸時代に確立された考え方を踏襲し、また、全国一律、強制的に適用される制度として定義されました。(この“強制的に”、というところは後編でも少し触れたいと思います。)概要としては、家名、家業、家(家族)の財産の3つを包含するもので、家督は戸主1名が所有する一方、戸主には、戸に属する全員を養う義務がありました。(戸に

属するのは配偶者や子供だけでなく、兄弟やその配偶者、甥姪を含むこともありました。)そして、戸主が死亡すると、原則として長男(長男がいない場合は最も年長の子や孫)が次の戸主になったのです。因みに、死亡以外で戸主が代わる代表例は隠居です。落語でもよく聞く“ご隠居さん”は、法律上は前の戸主という意味だったのです。又、“勘当”も、れっきとした法律上の意味がある行為だったのです。

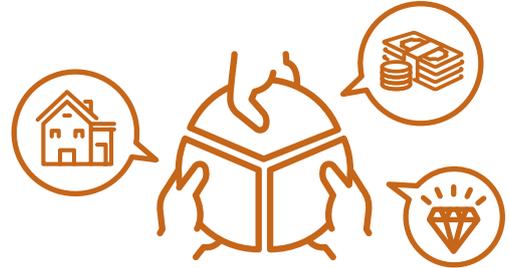
さて、法律で長男が全ての財産を承継するとされていたので、当然ながら、こと家の財産の承継に限っては遺言も遺産分割協議も必要ありませんでした。勿論、長男以外の子も、分家によって財産分けをして貰えましたし、戸から出なければ養って貰えたので安泰です。

次ページへつづく▶

この家督相続は、昭和22年(1947年)の民法改正(以下、新民法)によって、家督制度そのものが廃止されるまで、我が国の相続の大原則として定着していましたが、法律によって全国一律の制度として定められていたのは約50年間ということになります。

新民法の共同相続

戦後の新民法では、家督制度は新憲法の理念に反するものとして廃止され、配偶者や長男以外の子供、場合によっては兄弟・甥姪等にも法定相続人として家の財産を相続する権利が与えられました。亡くなった方が持っていた財産は、遺言等がない



限り、一身専属的なものや、お墓といったごく一部の例外を除いて、法定相続人全員の遺産分割協議によって承継方法を決めることになったのです。また、遺留分という最低限相続できる金額(法定相続割合の2分の1、又は3分の1)を請求する権利も認められ、相続において一定の保障が実現しましたが、その一方で、遺産分割協議が整わず調停や裁判になるケースが年々増加し、また、度重なる相続によって遺産分割協議や相続手続きが未了のため発生した所有者不明の土地が増えて社会問題化しているのもご承知の通りです。

そういう意味で、家督制度の廃止は、配偶者の財産的保護や子供達の平等を後押しするという側面がある一方で、財閥解体や農地解放と同じように、資産の集中を極力防ぐ意図を持っていたとも言えるでしょう。また、不動産に限らず、株式や預貯金等で所有者が不明な資産が増えることも国の経済力という観点からはマイナスです。よく、GHQ(連合国軍最高司令官総司令部)の一部の部局は、自らの国では実現できないような法制度を日本に積極的に導入しようとした、と言われますが、相続法制も、戸籍制度と結びつくことで世界でも極めて稀な制度となりました。

いろいろな相続

ここまで旧民法の家督相続と新民法の共同相続について述べてきましたが、私には、この2つは、どちらも軍事政策と密接な関係があるように思えます。前者は明治維新後の富国強兵政策の一環、後者は、非軍事化の一環です。皆さまはどうお考えになるでしょう。

ところで、日本には、旧民法の家督相続と同じ長子相続ではあるものの、長男に限定せず、第一子が長女だったときに、長女(正確にはその配偶者である婿養子)に家督を継がせる姉家督(あねかどく)、或いは、長子相続とは全く逆の、末子(ばっし)相続という慣習もあることをご存じでしょうか。後編では、末子相続について簡単に触れて、あるべき相続の形とはどういうものか、を考えてみたいと思います。

後編へつづく